

## 副本

## 乙第 5 号証

-3-

## 事情聴取調書

1 件名 板橋区立ホタル生態環境館について

2 被聴取者 資源環境部環境課(管理係)

阿部 宣男(技能主任・作業Ⅱ)

3 聽取者 総務部人事課長 木曾 博

総務部人事課人事係長 宮川 修一

総務部人事課人事係主査 豊田 岳彦

4 聴取日時 平成26年3月13日(木) 11時33分～11時45分

5 聴取場所 人事課面談室

6 聽取内容要旨

【宮川係長】これまでのやり取りは、懲戒分限審査委員会への諮詢内容となる。最後に今回の件について、弁明や委員会へ伝えたいことがあればお聞かせ願いたい。

【内容】

○ホタル飼育における環境整備のために、必要最小限の範囲で認められていた在来種クロマルハナバチの飼育について、平成21年7月1日付で板橋区ホタル飼育施設 阿部宣男として、営利企業(イノリー企画)との間で業務提携契約を締結した。

○平成23年4月1日付で板橋区ホタル生態環境館館長 阿部宣男として、営利企業(イノリー企画)及び財団法人能登町ふれあい公社との間で、在来種クロマルハナバチの売買契約及び秘密保守契約を締結した。

○平成24年2月1日から平成24年3月21日に静岡県小山町で施工されたホタル水路整備について、受託事業者(有限会社ルシオラ)から静岡県小山町長宛に提出された業務代理人等通知書において、受託事業者(有限会社ルシオラ)の主任技術者として業務に携わったことになっている。このことは、営利企業等の事務従事にあたる。

○平成24年5月10日付で静岡県小山町宛に提出した文書において、区に歳入するべき特許使用料金を免除する旨約束し、本来区に歳入されるべき約1,200,000円について損失を招いた。

○平成25年12月6日～7日の施錠・解錠、平成26年1月17日～18日の施錠・(解錠)について、上司に無断で、区職員以外の第三者に鍵を渡し、施設の解錠・施錠を依頼していたにもかかわらず、取締簿については、自身が解錠・施錠を行ったように装い虚偽報告を行った。

○在来種クロマルハナバチの売買が行われ、ホタル生態環境館施設が営利企業(イノリー企画)の所在地・送付先となっている事実を知りながら、そのやり取りを継続させるとともに、営利企業(イノリー企画)関係者を同施設でのハチ飼育に関与させるなどの便宜供与を行った。

○株式会社イセキ「納豆産クロマルハナバチ」販売広告に許可なく、研究・飼育先として、板橋区ホタル生態環境館を掲載。

○日本グリーンパワー株式会社「飲料用濾過セット」販売広告に研究開発先として許可なく、板橋区ホタル生態環境館が掲載した。

【阿部主事】イノリー企画が営利目的の企業だったか。あくまでも個人の裏目であって、営利目的ではない。能登町から飼育費をもらって、その中で私一晩心なのが、そこで悪いことがあ

った例えば、でも区としてそれだけの利があった。土壟やろ材の予算低減をした事実がある。約800万円だったか。そのことをちゃんとうたってもらいたい。そうしないと片手落ちになる。それから営利目的企業ではない。私が営利目的企業として認識があれば、それはやめさせたはず。当然ですよね。

それからグリーンパワーはどうでも良い。私は知らない。私の名前を勝手に使われたことが、例えばその辺で阿部宣男の名前を使われて、その人が悪いことをしたら、私が法的に責任を取るのでしょうか。その点を具体的にその根拠はどこなのか。そういうことがまかり通るのであれば、自分としては憤慨だし納得いかない。

こういった話を聞くと、それは認めましょうと、マルハナバチを銅っていて、やはりこれは日本のためになる。ホタルのためになるということで認めていた。売買契約うんぬんを結んでいて、区長の方にもしっかりと町長からそういう協力をして欲しいということで区長が許諾した。

小山町については、それは小山町とルシオラがそういうふうに名前を書いていただけて、私は責任転嫁なんて絶対しない。自分は本当だったら、その通りだという。結果だけを見て、原因を考えずにこうですよというのはおかしい。自分が何らかの便宜を図っていうことはないので、自分としては、ホタル生態環境館及び板橋区の名声になると思ってやつてきたということが実際です。あとは、小山町については、120万ももらうもらわないではなく、平成14年度以前から小山町とは当時の職員からお付き合いがあって、公園の中にホタル水路を作りたいが予算がない、たまたま新しい町長さんがきた時に、それをマニフェストに書いてやれると長年の夢だった。お約束通りお手伝いをする。材料は茨城大のベンチャー企業のルシオラさんから全部やってくださいねと、そこで自分の役割は終わる。全部品物がそろった段階で自分が出向いて、こうやってください。ああやってくださいと指導を行うということです。

営利目的の企業だとは思っていない。むしろボランティアだった。夜間公開のお手伝いとかお客様のご案内とか全てやってもらっていた訳なので、私としてはボランティアというイメージが強い。能登町のはたぶん明朗会計でやっていたと思うので、そこは税理士さんなどが入っていたと思う。営利団体だったら、そんなところはたくさんある。一特定の営利団体だったという訳ではない。

本調書は事情聴取の要旨である。

以上、その内容に相違ありません。

平成26年3月13日

資源環境部環境課管理係 阿部 宣男

総務部人事課長 木曾 博  
総務部人事課人事係長(書記) 宮川 修一  
総務部人事課人事係主査(書記) 豊田 岳彦

2

13  
14